

注記（一般会計等）

1. 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

(ア) 昭和 59 年度以前に取得したもの……………再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

(イ) 昭和 60 年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

② 無形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

(2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的有価証券……………償却原価法（定額法）

② 満期保有目的以外の有価証券

(ア) 市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格

(売却原価は移動平均法により算定)

(イ) 市場価格のないもの……………取得原価（又は償却原価法（定額法））

③ 出資金

(ア) 市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格

(売却原価は移動平均法により算定)

(イ) 市場価格のないもの……………出資金額

(3) 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 15 年～50 年

工作物 15 年～50 年

物品 2 年～45 年

② 無形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法

（ソフトウェアについては、当市における見込利用期間（5 年）に基づく定額法によっています。）

③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

……………自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

(4) 引当金の計上基準及び算定方法

① 投資損失引当金

市場価格のない投資及び出資金のうち、連結対象団体（会計）に対するものについて、実質価額が著しく低下した場合における実質価額と取得価額との差額を計上しています。

② 徴収不能引当金

未収金については、過去 5 年間の平均不納欠損率により（又は個別に回収可能性を検討し）、徴収不能見込額を計上しています。

長期延滞債権については、過去 5 年間の平均不納欠損率により（又は個別に回収可能性を検討し）、徴収不能見込額を計上しています。

長期貸付金については、過去 5 年間の平均不納欠損率により（又は個別に回収可能性を検討し）、徴収不能見込額を計上しています。

③ 退職手当引当金

期末自己都合要支給額を計上しています。

④ 損失補償等引当金

履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定する将来負担比率の算定に含めた将来負担額を計上しています。

⑤ 賞与等引当金

翌年度 6 月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(5) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。ただし、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(6) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物（甲斐市財務規則において、歳計現金等の保管方法として規定した預金等をいいます。）

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

2. 重要な会計方針の変更等

該当する事象はありません。

3. 重要な後発事象

該当する事象はありません。

4. 追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

① 一般会計等財務書類の対象範囲は次のとおりです。

一般会計、住宅新築資金等貸付事業特別会計、地域し尿処理施設特別会計

② 地方自治法第 235 条の 5 に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

③ 百万円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

④ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率の状況は、次のとおりです。

実質赤字比率 — %

連結実質赤字比率 — %

実質公債費比率 5.2%

将来負担比率 — %

⑤ 繰越事業に係る将来の支出予定額

1,249 百万円

⑥ 過年度修正等に関する事項

該当する事象はありません。

(2) 貸借対照表に係る事項

① 減価償却累計額

事業用資産	35,417 百万円
建物	34,195 百万円
工作物	1,222 百万円
インフラ資産	75,759 百万円
建物	65 百万円
工作物	75,690 百万円
その他	4 百万円
物品	1,850 百万円

② 減債基金に係る積立不足額

該当ありません。

③ 基金借入金（繰替運用）

該当ありません。

④ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における将来負担比率の算定要素は、次のとおりです。

将来負担額	31,988 百万円
充当可能財源等	35,601 百万円
標準財政規模	18,043 百万円
算入公債費等の額	2,764 百万円

⑤ 道路、河川及び水路の敷地の評価額

総務省「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」及び甲斐市の固定資産台帳計上基準の原則的な評価基準及び評価方法によって評価しております。

(3) 純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

① 固定資産等形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しています。

② 余剰分（不足分）

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

(4) 資金収支計算書に係る事項

① 基礎的財政収支 262 百万円

② 既存の決算情報との関連性

	収入（歳入）	支出（歳出）
歳入歳出決算書（一般会計）	35,861 百万円	33,900 百万円
財務書類の対象となる会計の範囲の相違に伴う差額	12 百万円	11 百万円
資金収支計算書	35,873 百万円	33,911 百万円

地方自治法第 233 条第 1 項に基づく歳入歳出決算書は「一般会計」を対象範囲としているのに対し、資金収支計算書は「一般会計等」を対象範囲としているため、歳入歳出決算書と資金収支計算書は一部の特別会計（住宅新築資金等貸付事業特別会計、地域し尿処理施設特別会計）の分だけ相違します。

③ 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額の内訳

資金収支計算書

業務活動収支	3,221 百万円
未収債権、未払債務等の増加	959 百万円
減価償却費	△3,429 百万円
賞与等引当金繰入額	10 百万円
退職手当引当金繰入額	△104 百万円
徴収不能引当金繰入額	△52 百万円
資産除売却益	48 百万円
資産除売却損	0 百万円

純資産変動計算書の本年度差額 653 百万円

④ 一時借入金

資金収支計算書上、一時借入金の増減額は含まれていません。

⑤ 重要な非資金取引

当年度に新たに計上したファイナンス・リース取引に係る資産及び PFI に係る資産はありません。